

○奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則

昭和47年4月1日規則第11号

改正

昭和48年10月1日規則第42号

昭和55年6月30日規則第30号

昭和58年1月31日規則第5号

昭和59年6月4日規則第33号

昭和60年3月30日規則第19号

昭和61年12月27日規則第46号

平成元年3月6日規則第5号

平成元年3月30日規則第22号

平成9年3月28日規則第8号

平成9年8月29日規則第42号

平成9年12月15日規則第54号

平成11年3月26日規則第7号

平成12年12月28日規則第76号

平成14年9月25日規則第111号

平成16年6月1日規則第43号

平成17年3月31日規則第63号

平成17年7月29日規則第81号

平成19年3月30日規則第6号

平成23年3月31日規則第28号

平成24年7月23日規則第53号

平成27年12月24日規則第90号

平成29年6月28日規則第38号

平成29年12月26日規則第52号

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号。

以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(社会保険各法の範囲)

第2条 条例第2条第1項に規定する社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(証明書の交付申請)

第3条 条例第4条第1項に規定する証明書の交付を受けようとする者は、奈良市心身障害者医療費受給資格証交付（更新）等申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合においては、次の各号に掲げる書類を添付又は提示しなければならない。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく省令に規定する被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく省令に規定する被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- (2) 身体障害者にあつては、身体障害者手帳
- (3) 知的障害者にあつては、療育手帳
- (4) 住所を証する書類
- (5) 所得の状況を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付又は提示を省略することができる。

(証明書の交付)

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請者が条例第2条に規定する要件に該当すると認めるときは、心身障害者医療費受給資格証（別記第2号様式。以下「資格証」という。）を交付するものとする。

2 前項の資格証の有効期限は、次のとおりとする。ただし、受給資格を有しなくなつたときは、その日までとする。

- (1) 1月1日から7月31日までに交付したものは、当該年の7月31日

(2) 8月1日から12月31日までに交付したものは、翌年の7月31日

(市長が定める助成金控除額)

第4条の2 条例第3条第3号に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 外来療養である場合 500円

(2) 入院療養である場合 1,000円（14日未満の入院療養である場合は、500円）

2 前項第1号に掲げる額の合計額は、1月につき1,500円を限度とする。

(支給方法)

第5条 助成金は、奈良市心身障害者医療費受給資格証交付（更新）等申請書に基づき支給する。

ただし、県外で受けた医療及び資格証の提示によらない医療に係る助成金の支給を受けようとする者は、心身障害者医療費助成金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(資格証の更新申請等)

第6条 受給者は、資格証の更新を受けようとするときは、奈良市心身障害者医療費受給資格証交付（更新）等申請書を市長に提出しなければならない。ただし、資格証の有効期限満了後においても受給者が受給資格を有することを公簿等によつて確認できるときは、この限りではない。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による資格証の更新申請をする場合について準用する。

3 第4条の規定は、第1項の規定による資格証の更新申請があつた場合について準用する。

(再交付)

第7条 受給者は、資格証を破損し、又は失つたときは、奈良市心身障害者医療費受給資格証再交付申請書（別記第4号様式）により、市長に再交付を申請しなければならない。

2 受給者は、資格証の再交付を受けた後、失つた資格証を発見したときは、直ちにこれを市長に返戻しなければならない。

(届出)

第8条 条例第5条に規定する届出の事由は、次の各号に掲げるものとし、受給者は、当該事由が生じたときは、奈良市心身障害者医療費助成変更届（別記第5号様式）に資格証を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 受給資格を有しなくなつたとき。

(2) 氏名又は奈良市心身障害者医療費受給資格証交付（更新）等申請書に記載した申請者の口座を変更したとき。

(3) 加入医療保険に変更があつたとき。

(第三者の行為による被害の届出)

第9条 助成金の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、助成金の支給を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(受給者台帳の整備)

第10条 市長は、受給者について心身障害者医療費受給者台帳を作成し、常に記載内容について整理しておかなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年10月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年6月30日規則第30号）

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月31日規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項の規定に基づき交付されている医療証等の有効期限は、この規則による改正後の奈良市心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の医療証等で改正後の規則第6条の規定により更新を行つたものの有効期限は、改正後の規則第4条第2項の規定にかかわらず、昭和59年7月31日までとする。

附 則（昭和59年6月4日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に作成されている心身障害者医療費受給者台帳は、この規則による改正後の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条の規定により作成された心身障害者医療費受給者台帳とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（昭和61年12月27日規則第46号）

この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（平成元年3月6日規則第5号）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成元年3月30日規則第22号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第8号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月29日規則第42号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成9年12月15日規則第54号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日規則第7号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第76号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の（中略）奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則別記第 4 号様式の規定に基づき作成されている請求書の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成14年 9 月25日規則第111号）

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の（中略）奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則別記第 4 号様式の規定に基づき作成されている請求書等の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成16年 6 月 1 日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第63号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 7 月29日規則第81号）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 新規則第 4 条第 1 項に規定する心身障害者医療費受給資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。

附 則（平成19年 3 月30日規則第 6 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則別記第5号様式の規定に基づき作成されている奈良市乳幼児医療費受給資格証再交付申請書、第2条の規定による改正前の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則別記第4号様式の規定に基づき作成されている奈良市母子医療費受給資格証再交付申請書、第3条の規定による改正前の奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則別記第5号様式の規定に基づき作成されている老人医療費受給資格証再交付申請書及び第4条の規定による改正前の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則別記第5号様式の規定に基づき作成されている心身障害者医療費受給資格証再交付申請書の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成23年3月31日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月23日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日規則第90号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月28日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成29年12月26日規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療

に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条関係）

第2号様式（第4条、第6条—第8条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第8条関係）